

中央区一般廃棄物処理基本計画 2027（仮称） （案）

令和9（2027）年3月

中 央 区

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1.1 計画改定の目的	1
1.2 清掃・リサイクル事業を取り巻く動向	1
1.3 法的な位置付け	3
1.4 対象廃棄物	4
1.5 計画の位置付け	5
1.6 計画期間	6
第2章 中央区の地域特性.....	7
2.1 特性	7
2.2 人口・世帯の動向	8
2.3 事業活動	12
第3章 清掃・リサイクル事業の現状.....	15
3.1 清掃・リサイクルの流れ	15
3.2 ごみ量・資源回収量の推移	20
3.3 前計画の進捗状況の評価	26
第8章 食品ロス削減推進計画.....	29
8.1 計画策定の背景	29
8.2 食品ロスを取り巻く動向	30
8.3 中央区の食品ロスの現状	31
8.4 食品ロス削減に向けての取組の実施状況	34

第1章 計画の基本的な考え方

1.1 計画改定之目的

本区では、平成12（2000）年4月の清掃事業の区移管以来、持続可能な循環型社会の実現を目指してきました。これまで、区民・事業者との協働による普及啓発の推進や、資源分別収集の対象品目拡大等、一般廃棄物の減量やリサイクル事業に取り組んできました。

「中央区一般廃棄物処理基本計画」は、区内で発生する一般廃棄物の減量、資源化および適正処理を推進するための基本的かつ総合的な計画です。前回の改定（令和3（2021）年3月）から5年が経過し、この間の清掃・リサイクル事業における本区の施策の進捗状況に加えて、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4（2022）年4月施行）の施行や脱炭素社会への移行など、国内外の情勢は大きく変化しています。

こうした社会動向や本区の現状を反映し、さらなる資源循環を推進するため、本計画を改定するものです。

1.2 清掃・リサイクル事業を取り巻く動向

（1）国際的な動向

① 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（持続可能な開発目標）は、令和12（2030）年までに「誰一人取り残さない」社会を実現するため、国連が採択した17の国際目標です。

「持続可能な開発目標（SDGs）2024」では、目標12「つくる責任つかう責任」について「世界ではまだ食べられる食料が毎日10億食分廃棄され、その一方で何億もの人々が飢餓に直面したままに」としています。

② プラスチックごみ

平成28（2016）年1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、対策を講じない場合、海洋に流出しているプラスチックごみの量が、令和32（2050）年には魚の重量を上回るとの予測が示されました。令和元（2019）年5月にバーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）が改正され、「汚れたプラスチックごみ」が新たな規制対象となり、令和3（2021）年1月の発効により、廃プラスチックの国外輸出が厳しくなることが予想されるため、各国が国内の処理体制を整えていくことが必要となります。

（2）国の動向

① 第五次循環型社会形成推進基本計画

「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6（2024）年8月閣議決定）では、

従来の「大量生産・廃棄」の経済に代わり、製品の設計段階から廃棄物を出さない工夫をし、再利用や再資源化を前提に資源を捨てずに循環させ、環境負荷の低減と経済成長を両立させる循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を打ち出しました。循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等の多様な主体が、互いに連携・協働して取り組む必要があるとし、地方公共団体には地域のコーディネーター役として、地域の資源循環システムを構築する役割が求められています。

② 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第2次）

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（第2次）」（令和7（2025）年3月閣議決定）では、令和12（2030）年度までに食品ロスを平成12（2000）年度比で半減させるという目標について、8年前倒しで達成した事業系の食品ロスについては目標を60%削減に引き上げ、家庭の食品ロスについては早期達成を目指すとしています。また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする目標は継続して取り組むとしています。

③ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和4（2022）年4月施行）では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律※」（平成7（1995）年12月施行）の対象ではなかったプラスチック製容器包装以外の製品プラスチックについても、リサイクルを可能とする仕組みとなりました。

※容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律は、家庭から排出される容器包装廃棄物の削減と再商品化を図る法律です。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという役割分担を定めています。

（3）東京都の動向

① 東京都資源循環・廃棄物処理計画

「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（令和8（2026）年3月策定）では、「令和17（2035）年に向けての目指すべきビジョン」として、「資源の大消費地である東京の責務として、CO₂排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラーエコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保を目指していく」としています。

② ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ

「ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ」（令和7（2025）年3月策定）では、令和12（2030）年カーボンハーフとその先の未来を見据え、令和17（2035）年までに温室効果ガス排出量を60%以上削減する新たな目標と、その達成に向けた31の個別目標を設定し、実効性ある施策を推進しています。サーキュラーエコノミーへの移行については、廃プラスチック焼却量50%削減（平成29（2017）年度比）、食品ロス発生量65%削減（平成12（2000）年度比）などの目標が掲げられています。

(4) 東京二十三区清掃一部事務組合の動向

平成 12（2000）年度から東京 23 区（以下「23 区」という。）の廃棄物の中間処理等を行っている東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、令和 8（2026）年 3 月に「一般廃棄物処理基本計画（第 6 次）」の改定原案を公表しています。

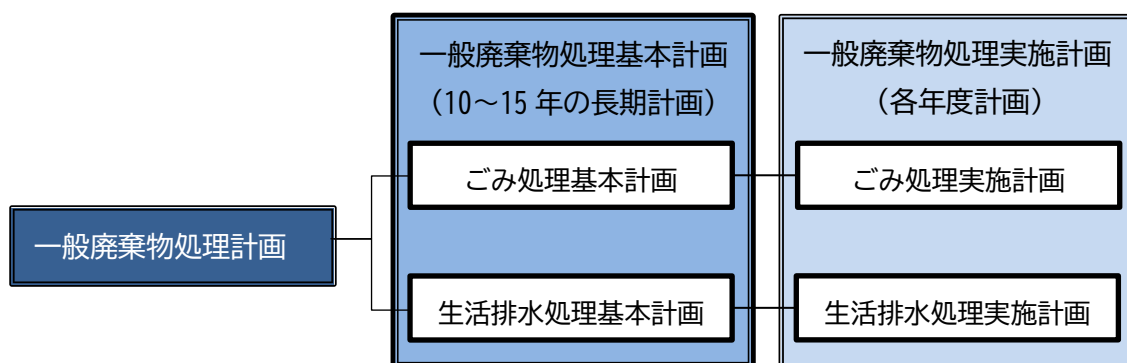
本計画では、清掃工場の建替工事が重なることによる焼却能力の低下に備えた施設整備計画を策定し、最終処分量の削減に向けた取組を継続することで最終処分場の延命化に努めていくとしています。

1.3 法的な位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、区市町村が定める長期計画です。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28（2016）年 9 月環境省）では計画期間は 10～15 年で、おおむね 5 年おきに見直すこととなっています。

図表 1-1 一般廃棄物処理計画の構成

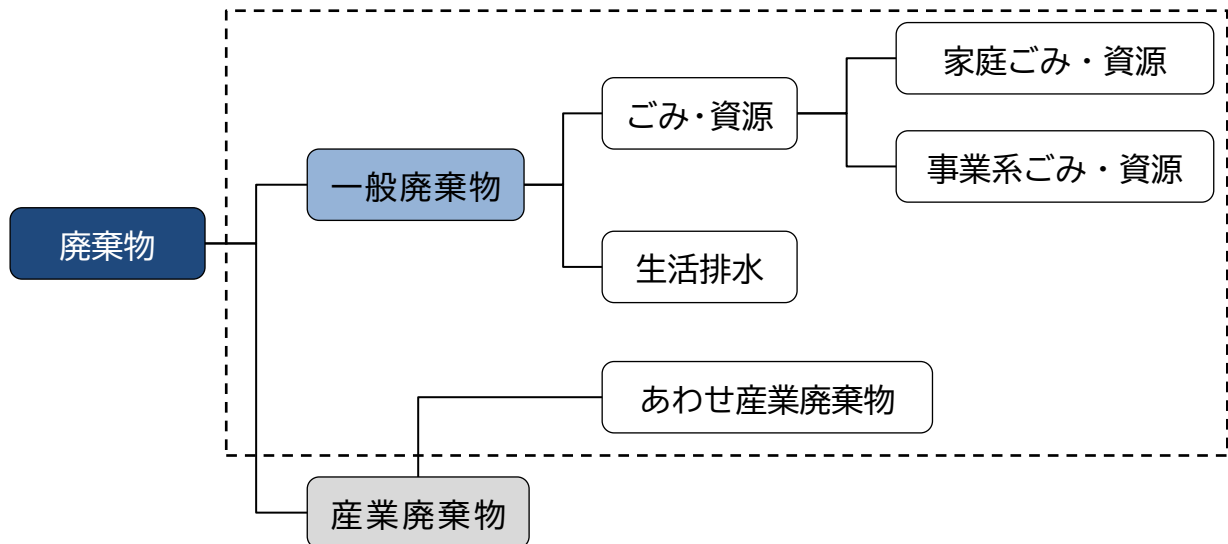


出典：「ごみ処理基本計画策定指針」平成 28（2016）年 9 月環境省

1.4 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、「一般廃棄物」と区が処理をすることができると定めている「あわせ産業廃棄物」です。「一般廃棄物」は「ごみ・資源」と「生活排水」を含み、「ごみ」は「家庭ごみ・資源」と「事業系ごみ・資源」に区分されます。

図表 1-2 廃棄物の法的な区分



■廃棄物の区分について

●産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物で、廃プラスチック類や廃油等の20品目をいいます。

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、区民の日常生活の中から排出される家庭ごみのほか、産業廃棄物以外の事業系ごみや生活排水をいいます。

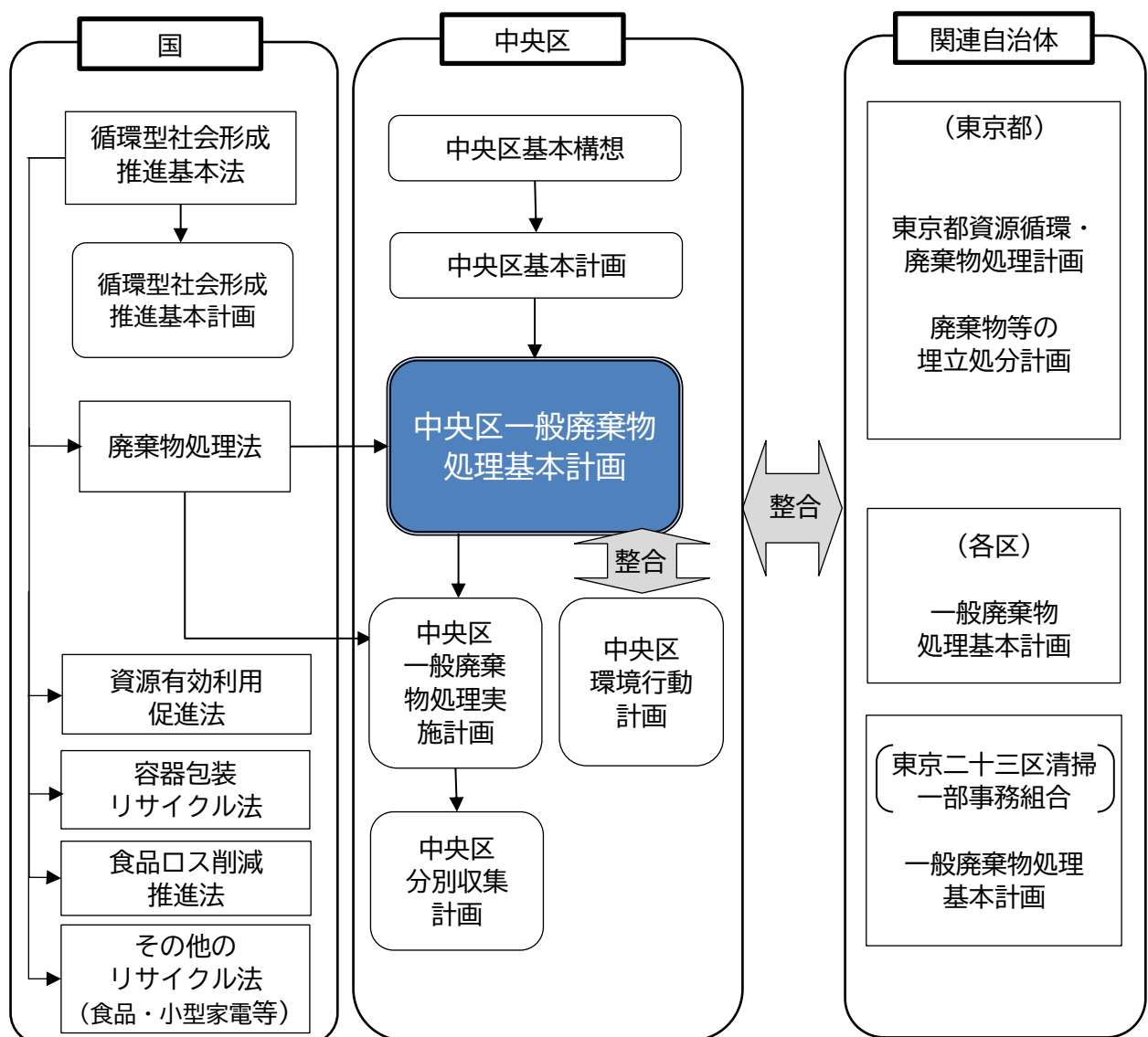
●あわせ産業廃棄物

一般廃棄物と一緒に処理することができる紙くずや木くず等の産業廃棄物をいいます。

1.5 計画の位置付け

本区の一般廃棄物処理基本計画は、「中央区基本構想」および「中央区基本計画」に掲げられた将来像や基本目標を達成するための清掃・リサイクル事業のマスタープランです。また、関係を有する国・東京都・清掃一組等の計画と整合性を図るよう努める必要があります。

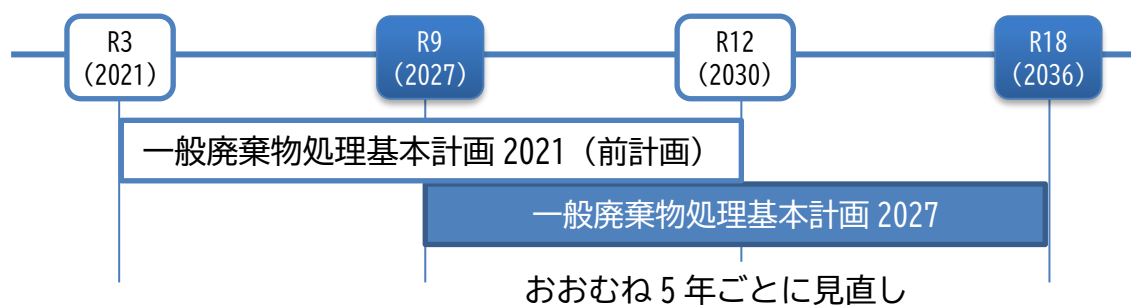
図表 1-3 一般廃棄物処理基本計画に関連する国、都、他区の計画等



1.6 計画期間

本計画の計画期間は、令和 9（2027）年度から令和 18（2036）年度までの 10 年間とします。

図表 1-4 計画期間



2.1 特性

本区は、江戸以来 400 年以上にわたり、我が国の文化・商業・情報の中心として発展してきた由緒あるまちです。

江戸五街道の起点で日本国道路元標がある「日本橋」、日本一のショッピングストリート「銀座」、食文化の拠点である「築地」、東京の表玄関である「八重洲」、豊かな水辺環境に囲まれ高層建築と下町情緒あふれるまちなみが調和する「佃」「月島」「晴海」など、多彩な特色を有しています。

本区は23区のほぼ中央に位置し、5区（千代田・港・台東・墨田・江東）と接しています。面積は約10.115km²で、東京都総面積の約0.5%、区部総面積の約1.6%を占め、23区では2番目に面積が小さい区です。

隅田川を中心に、日本橋川、亀島川、月島川など、区内の多くのエリアが水辺に面しています。これらをつなぐ「舟運（しゅううん）」の活性化が進められており、観光や通勤の新たな交通手段としての整備が加速しています。

晴海・勝どき・月島などの湾岸部は、大規模な再開発によってかつての埋立地から高層マンションが建ち並ぶ近代的なエリアへと変貌を遂げ、先進的な景観を形成しています。

2.2 人口・世帯の動向

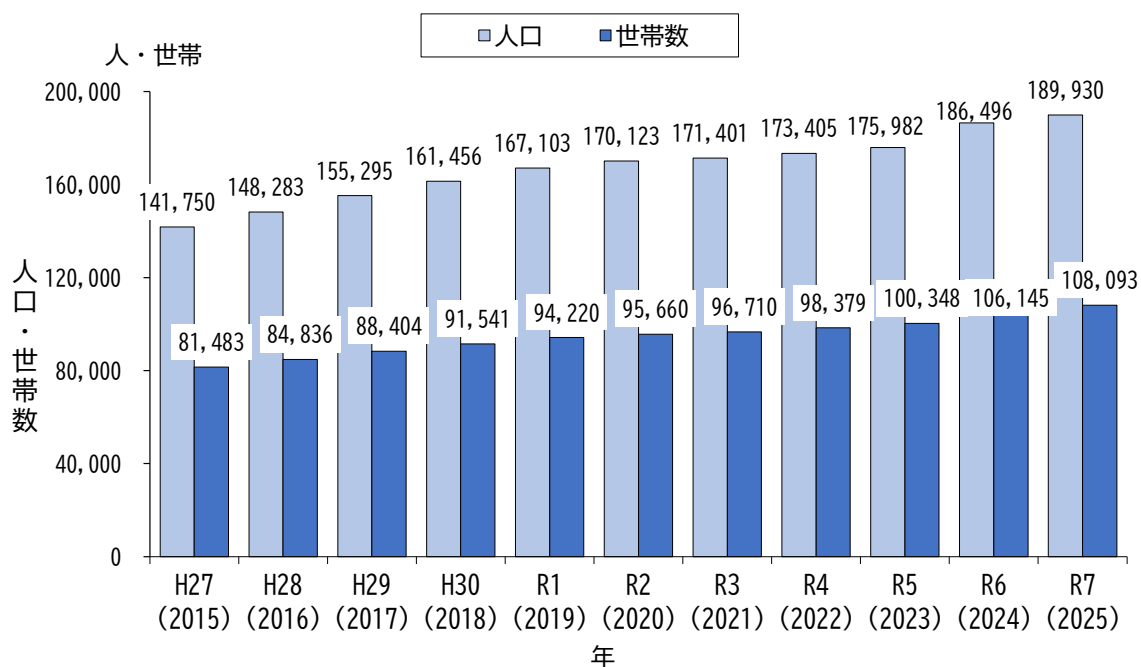
(1) 人口と世帯数

本区の人口は、平成 9（1997）年には 71,806 人と過去最低を記録しましたが、定住人口回復施策と近年の都心回帰現象との相乗効果により、平成 10（1998）年以降増加し続けており、令和 2（2020）年国勢調査によると 23 区で最も高い人口増加率（平成 27（2015）年の人口と比較した 5 年間の人口増加率）を記録しています。

令和 7（2025）年 10 月 1 日の人口は 189,930 人、世帯数は 108,093 世帯となっています。

本区の人口の増加傾向は今後も続くものと予測されますので、区収集ごみを減らしていくには、1 人当たりのごみ量（排出原単位）を減らしていく必要があります。

図表 2-2 人口・世帯数の推移

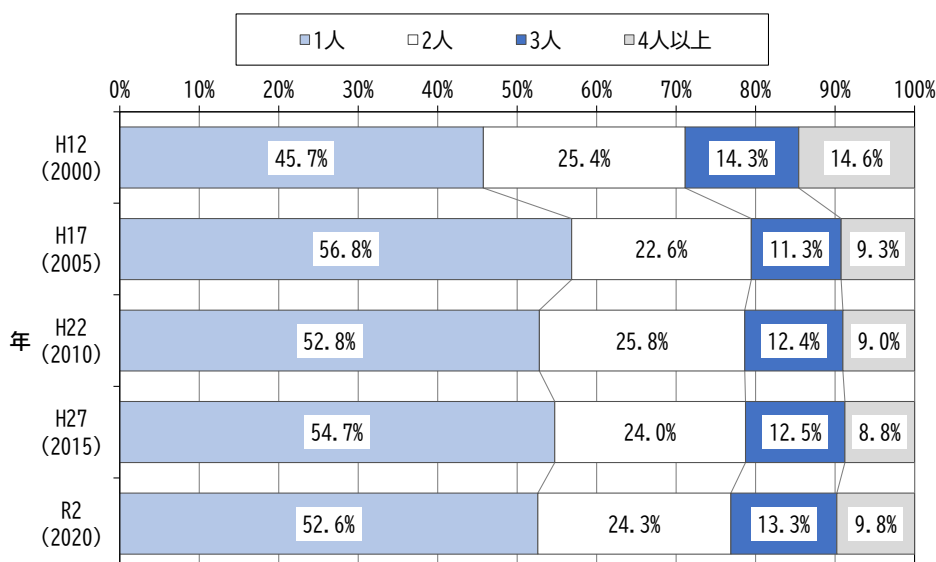


（出典：住民基本台帳各年度 10 月 1 日現在）

(2) 世帯人員

世帯人員別の世帯数は、単身世帯が半数以上を占め最も多くなっています。単身世帯の比率は平成 27 (2015) 年は 54.7%と 5 年前と比較して増加していましたが、令和 2 (2020) 年国勢調査では 52.6%と減少し、「2 人」「3 人」「4 人以上」世帯の比率がいずれも増加しています。

図表 2-3 世帯人員の割合の推移

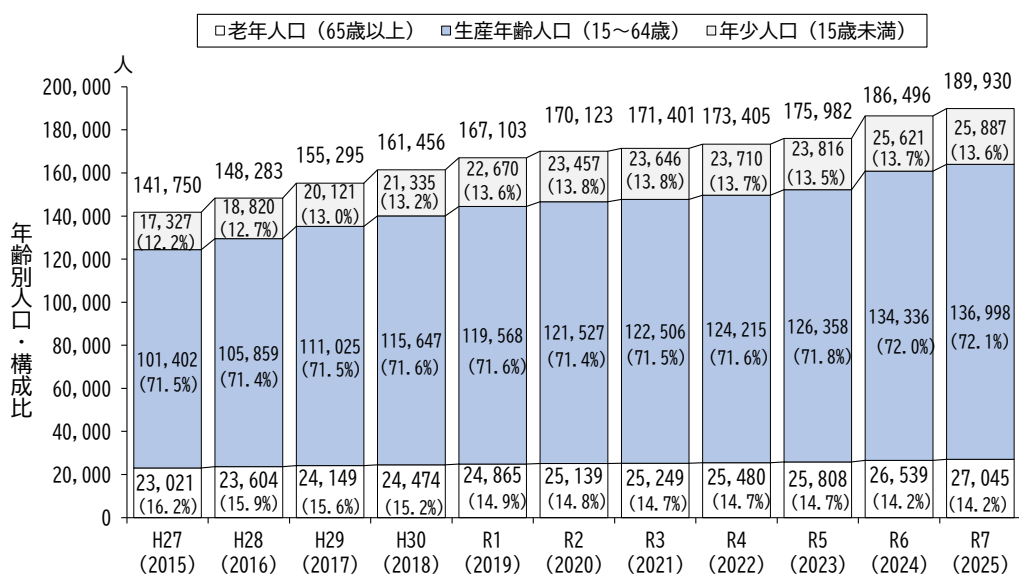


(出典：国勢調査)

(3) 年齢構成

年齢 3 区分別の人口動向を見ると、生産年齢人口 (15～64 歳) が最も多く、令和 7 (2025) 年は 72.1%となっています。一方、65 歳以上の老年人口の割合は減少傾向にあり、令和 7 (2025) 年は 14.2%となっています。

図表 2-4 年齢構成別人口の推移

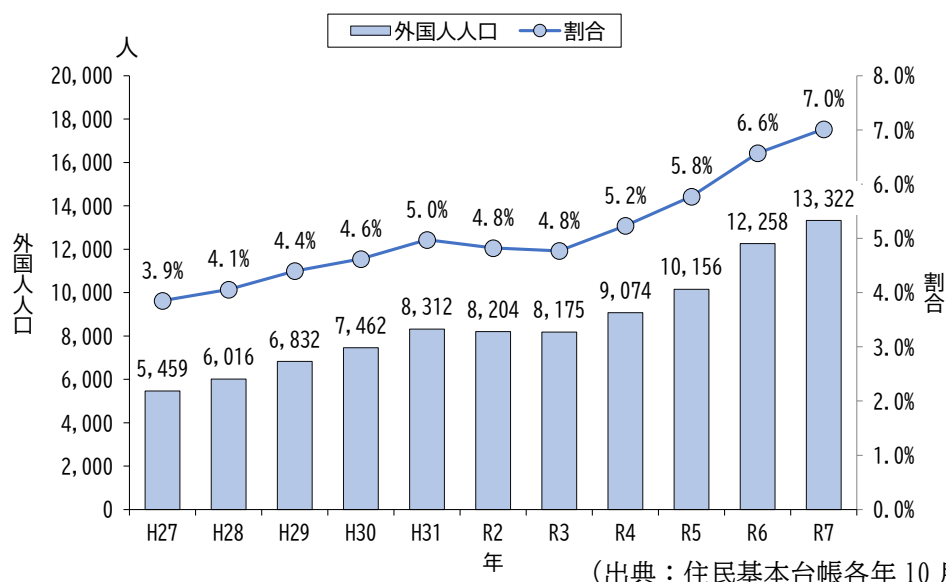


年 (出典：住民基本台帳各年度年 10 月 1 日現在)

(4) 外国人人口

外国人人口は、近年急激に伸びており、令和 7（2025）年 10 月 1 日現在で 13,322 人となっています。

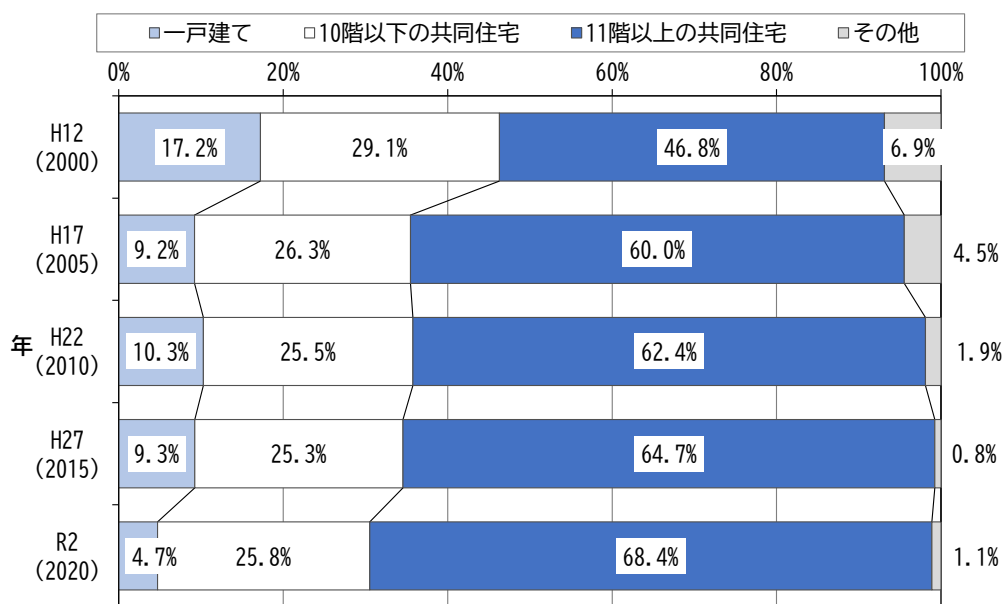
図表 2-5 外国人人口の推移



(5) 住居形態

令和 2（2020）年の国勢調査では、共同住宅居住世帯が 94.2%（10 階以下 25.8%、11 階以上 68.4%）となっています。一戸建ての割合は 4.7%です。11 階建て以上の共同住宅が増加し、一戸建てが減少しています。

図表 2-6 住居形態別世帯割合の推移

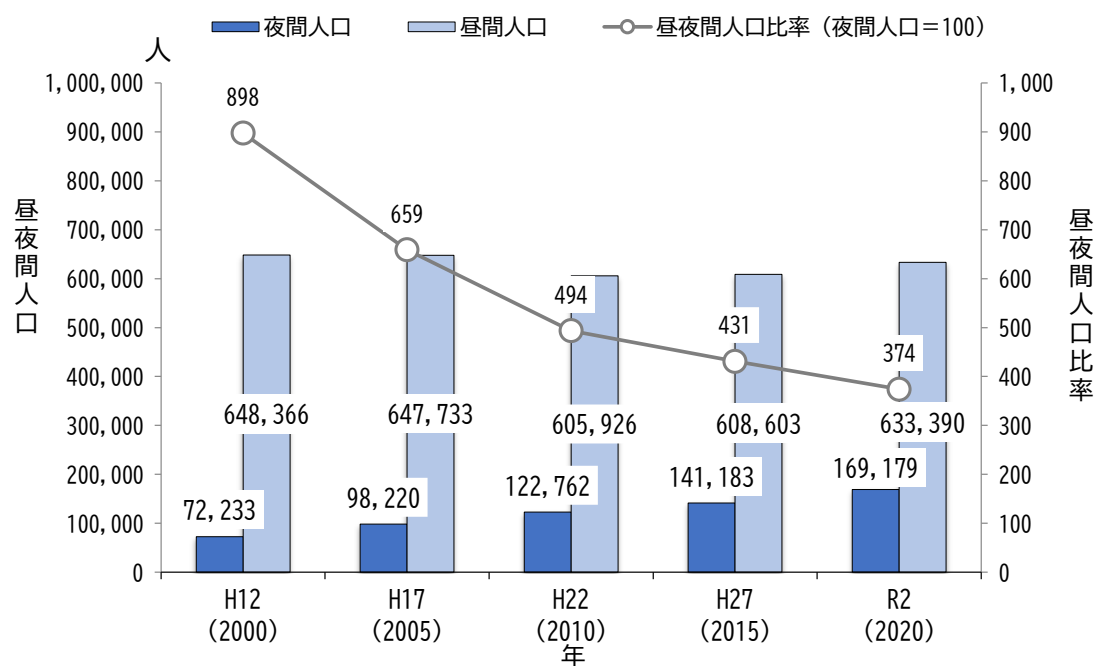


(出典：国勢調査)

(6) 昼間人口

本区は、23 区で千代田区に次いで昼間に人が多く集まる区です。夜間人口を 100 とした場合の昼間人口指数は年々低下しているものの、令和 2（2020）年国勢調査では 374 と、依然として夜の 3 倍以上の人口が昼間に集まっています。

図表 2-7 昼夜間人口比率の推移



(出典：国勢調査)

2.3 事業活動

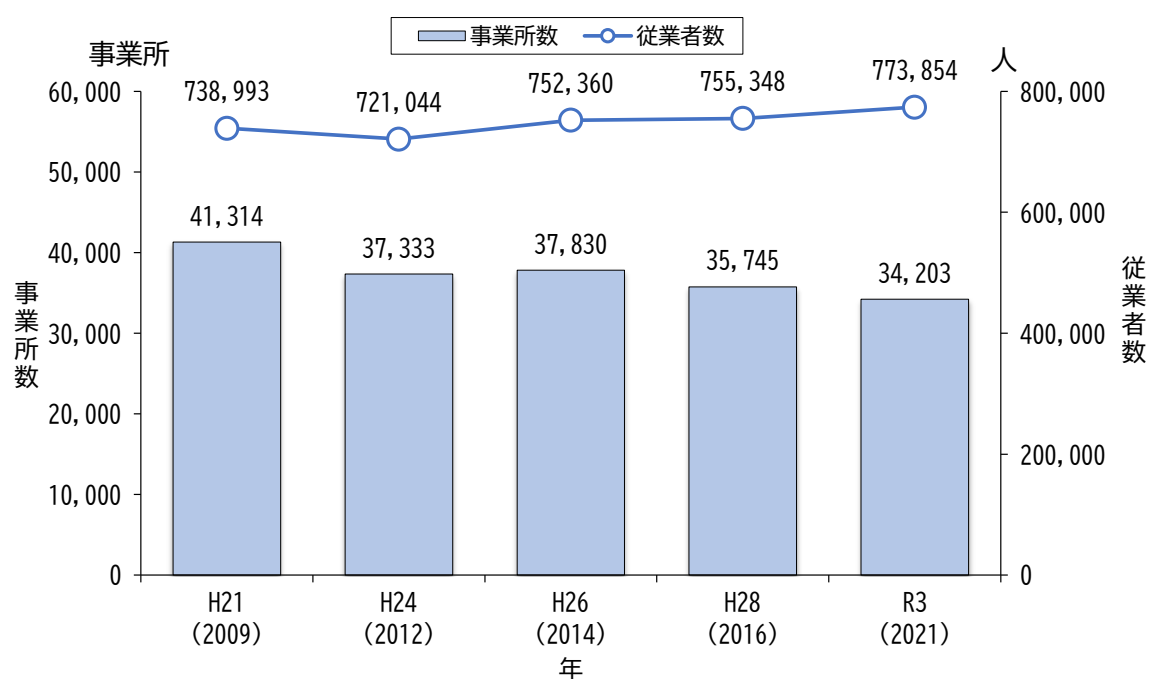
(1) 事業所数

本区は、首都東京の中心として商業・経済をはじめ情報の中核など、多様な都市機能が集積しています。

令和3（2021）年の経済センサスー活動調査によると、本区の事業所数は34,203事業所（公務を除く）です。これは23区では3番目に多い事業所数です。平成26（2014）年に増加しましたが、以降減少傾向にあります。

従業者数はやや増加傾向にあり、773,854人となっています。

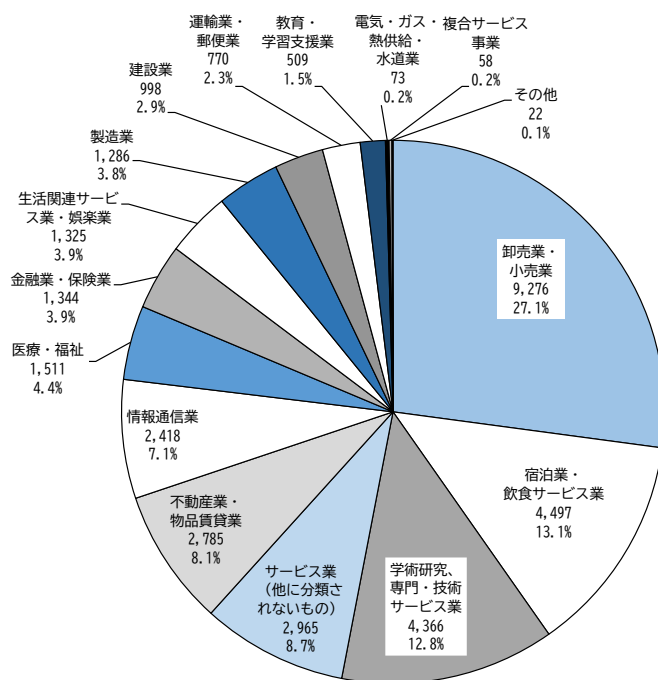
図表 2-8 事業所数・従業者数の推移



※公務を除く民営事業所のみ（出典：令和3年経済センサス）

業種別に見ると、卸・小売業の比率が最も高く、全事業所の 27.1%となっています。

図表 2-9 業種別事業所数

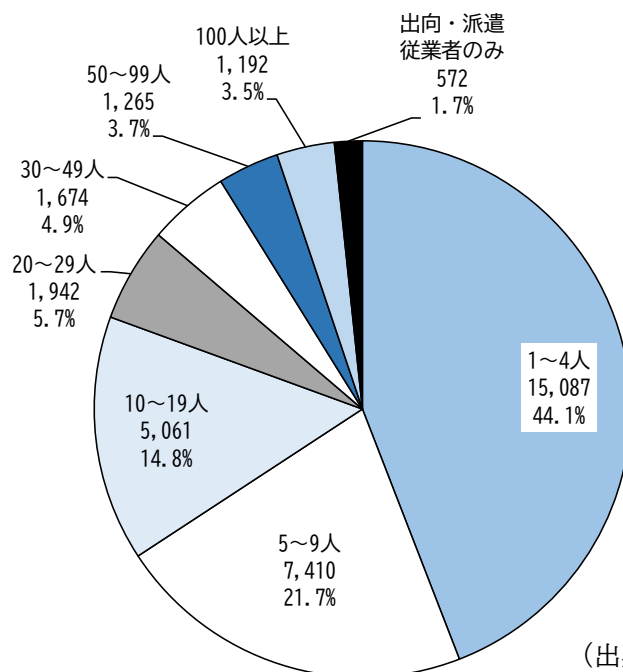


（出典：令和 3 年経済センサス）

（2）従業者規模

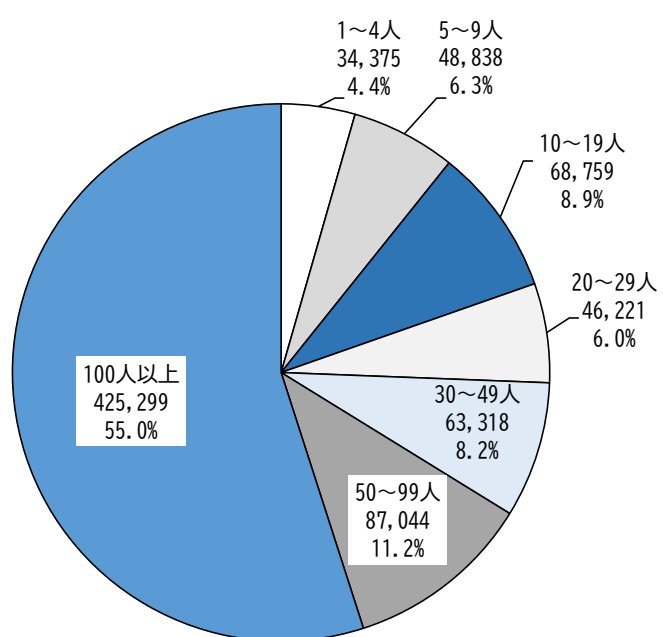
従業者規模別に事業所数を見ると、従業者 5 人未満の事業所が 44.3%を占め、最も多くなっています。一方、従業者数で見ると、全従業者数 773,854 人のうち、55.0%が 100 人以上の大規模な事業所に集中していることがわかります。

図表 2-10 従業者規模別の事業所数



（出典：令和 3 年経済センサス）

図表 2-11 事業所の従業者規模別の従業者数



(出典：令和 3 年経済センサス)

第3章 清掃・リサイクル事業の現状

3.1 清掃・リサイクルの流れ

区内の家庭や事業所から排出されるごみや資源の流れを図表 3-1 に示します。区はごみの収集・運搬、資源の回収・リサイクルを担っています。ごみの焼却等の中間処理は清掃一組による共同処理となっており、埋立処分は東京都に委託しています。

集積所に排出された区収集ごみのうち、燃やすごみは清掃工場に搬入し焼却処理、燃やさないごみは民間施設に搬入し、資源化しています。粗大ごみは、一部資源化可能なものを民間施設に搬入し、残りを粗大ごみ破碎処理施設に搬入しています。

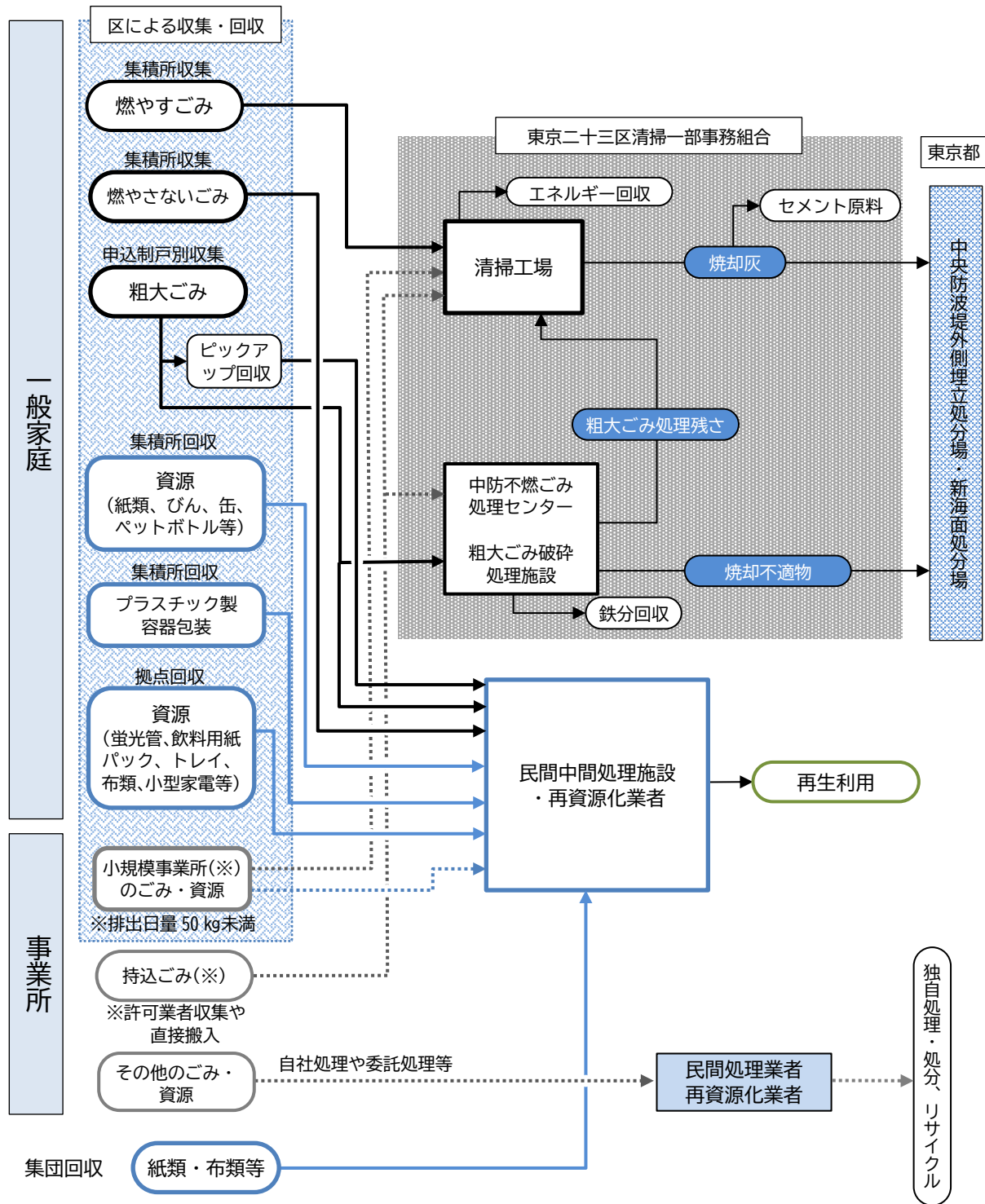
また、区収集以外に許可業者や排出者自らが各施設に直接搬入するごみ（持込ごみ）や資源があります。

燃やすごみは、清掃工場での焼却処理によって、発電や熱エネルギーを有効に利用した上で減量化を図り、環境への負荷を最小限にしてから最終処分として埋め立てています。

東京都の管理する新海面処分場は「東京湾最後の埋立処分場」と言われており、ごみの減量・資源化によって可能な限り埋立処分量を削減し、長期の利用を目指す必要があります。

清掃一組では、埋立処分量の削減および資源の有効利用を目的として、燃やすごみは、平成 27(2015)年度から焼却灰の一部をセメント原料として活用しています。燃やさないごみおよび粗大ごみは、鉄分やアルミニウム等リサイクルできるものを回収し、破碎・減容化したのち埋め立てています。

図表 3-1 区のごみ・資源の流れ



(1) 収集・運搬

① 集積所収集

家庭から出るごみ・資源の収集・運搬は区が実施しています。

事業活動に伴って発生するごみ・資源については、自己処理責任の原則に基づいて、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。排出事業者は自ら処理施設に搬入するか、許可を受けている一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼することになります。

ただし、排出日量 50 キログラム未満の小規模事業者に限って、家庭ごみ・資源の収集に支障の無い範囲で、区が収集しています。区の収集を利用する場合は、区が決めた分け方・出し方を守り、中央区の事業系有料ごみ処理券を貼付する必要があります。

燃やすごみは週 2 回、燃やさないごみ・資源・プラスチック製容器包装は週 1 回の収集です。ただし、京橋、銀座、八重洲、日本橋、人形町の一部の地域では、毎日多量のごみが排出されるため、例外的に燃やすごみの収集回数を増やして対応しています。家庭から出る粗大ごみについては、事前に申し込みを受け付けて有料収集しています。

図表 3-2 対象のごみ・資源および収集回数

項目	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源	プラスチック製容器包装	粗大ごみ
ごみ・資源	生ごみ・木くず・紙くず等、プラスチック製品（プラスチック製容器包装以外）、ゴム・皮革製品等	金属類、ガラス・陶磁器類等	紙類（新聞、雑誌、段ボール）、びん、缶、金属製の鍋・やかん・フライパン、ペットボトル	プラマークがついている容器と包装（商品を入れているもの、商品を使用・分離した際に不要となるもの）	一辺の長さがおおむね 30cm を超える家具や寝具等
収集回数	原則、週 2 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回（申込制）

② 拠点回収

区では、毎週土曜日の午前中に区内の小・中学校等で飲料用紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、廃食用油、布類、蛍光管、電池類、水銀式の体温計・血圧計・温度計、小型家電、園芸用土を回収するとともに、区役所本庁舎や日本橋・月島・晴海特別出張所等の公共施設で回収箱を設置し、飲料用紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、電池類、布類、小型家電を回収しています。

③ 集団回収

町会・自治会、婦人会、管理組合、PTA または 10 世帯以上の区民の方でグループを作り、家庭から出る資源を集めて独自に契約した資源回収業者に引き渡し、資源の再利用を図る自主的なリサイクル活動です。区では、団体への用具類の貸し出しや助成金の交付等の活動支援を行っています。令和 6（2024）年度の登録団体数は

358 団体です。

支援・助成内容は以下のとおりです。

- 回収量に応じた助成金：回収量 1 キログラムにつき 7 円を支給
- 団体助成金：回収実績がある団体に対し、団体助成金として半期ごとに 12,000 円を支給
- 資源回収ボックスや回収した資源を運ぶ台車等の貸し出し
- 新規登録団体に、回収に必要な軍手・紙ひも・エプロンの消耗品を支給

（２）中間処理

① 燃やすごみ

燃やすごみについては、清掃一組の中央清掃工場で焼却処理されています。中央清掃工場では、最新の設備により燃焼温度の適正な管理を行い、公害防止対策に万全を期しています。

② 燃やさないごみ

燃やさないごみについては、民間の廃棄物処理業者に選別および資源化を委託し、有効利用を図っています。

③ 粗大ごみ

粗大ごみについては、一部を民間の廃棄物処理業者に選別および資源化を委託するとともに、月島粗大中継所においても再利用可能なものをピックアップ回収することで有効利用を図っています。残りは清掃一組の粗大ごみ破碎処理施設に搬入され、破碎・減容化および資源物（鉄分）の回収後、可燃物は中央清掃工場で焼却し、不燃物は埋立処分されています。

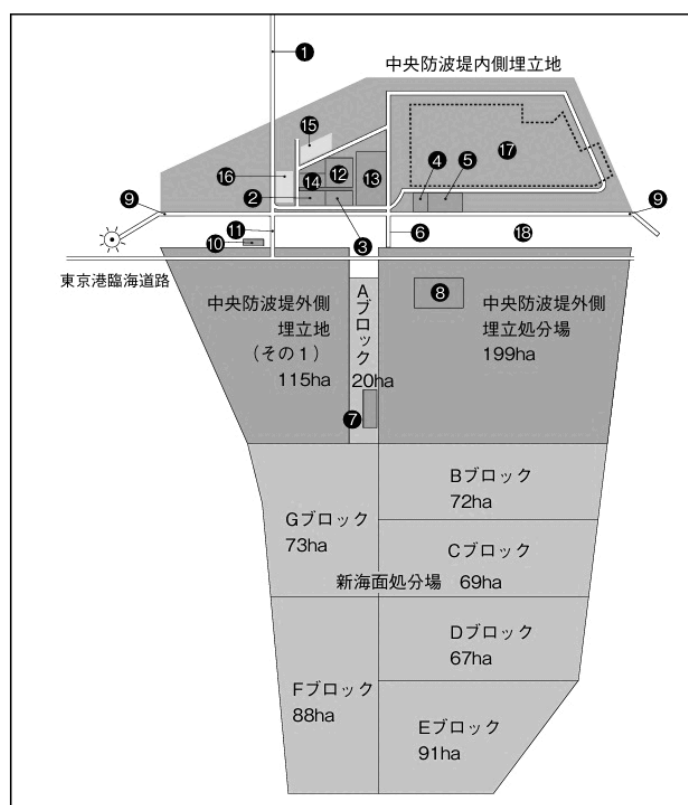
（３）最終処分

中央清掃工場で焼却処理した後の焼却灰および粗大ごみ処理施設等で破碎・減容化し、資源回収した後の不燃物（ガラス・陶磁器類等）は、東京都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場で埋立処分されています。

また、灰の一部はセメント原料化を実施しています。

新海面処分場は、23 区最後の埋立処分場です。一日でも長く使用するために、23 区と清掃一組は、ごみの減量や資源化などの取組を積極的に進めています。

図表 3-3 中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場の概要



東京都

- ①第二航路海底トンネル
- ②中防合同庁舎
- ③第一排水処理場
- ④ガス有効利用施設
- ⑤第三排水処理場
- ⑥海の森大橋
- ⑦受入管理施設
- ⑧調整池
- ⑨中央防波堤
- ⑩物揚場（船舶輸送揚陸施設）
- ⑪中防大橋

東京二十三区清掃一部事務組合

- ⑫粗大ごみ破碎処理施設
- ⑬中防不燃ごみ処理センター
- ⑭中防灰溶融施設
- ⑰海の森公園
- ⑱海の森水上競技場

中央防波堤内側埋立地

面積	約195ha
埋立面積（廃棄物）	約78ha
埋立量（廃棄物）	約1,230万t

中央防波堤外側埋立地（その1）

埋立面積（しゅんせつ土・建設発生土）	約115ha
--------------------	--------

中央防波堤外側埋立処分場

埋立面積（廃棄物）	約199ha
埋立容量（廃棄物）	約4,758万m ³

新海面処分場

面積（A～G）	約480ha
埋立容量（A～G）	約1億2,000万 m ³
面積（A～E）	約319ha
廃棄物埋立容量（A～E）	約4,580万m ³

スーパーエコタウン関連施設

- ⑮PCB廃棄物処理施設（平成17年11月稼働）
- ⑯ガス化溶融等発電施設（平成18年8月稼働）

処分場の変遷

	1955 昭和30年	'65 40年	'75 50年	'80 55年	'85 60年	'90 平成2年	'95 7年	2000 12年	(年度) 令和6年	面積	廃棄物埋立処分量
① 8号地(江東区潮見)	2	37								364,000m ²	約371万t
② 14号地(江東区夢の島)		32	41							450,000m ²	約1,034万t
③ 15号地(江東区若洲)			40	49						712,000m ²	約1,844万t
④ 中央防波堤内側埋立地			48	61						780,000m ²	約1,230万t
⑤ 中央防波堤外側埋立処分場			52							1,990,000m ²	約5,550万t (令和6年度末現在)
⑥ 羽田沖(大田区羽田空港)				59	3					124,000m ²	約168万t
⑦ 新海面処分場								10		3,190,000m ²	約981万t (令和6年度末現在)

() 現町名

(出典) 東京都廃棄物埋立処分場パンフレット（令和7（2025）年11月）

3.2 ごみ量・資源回収量の推移

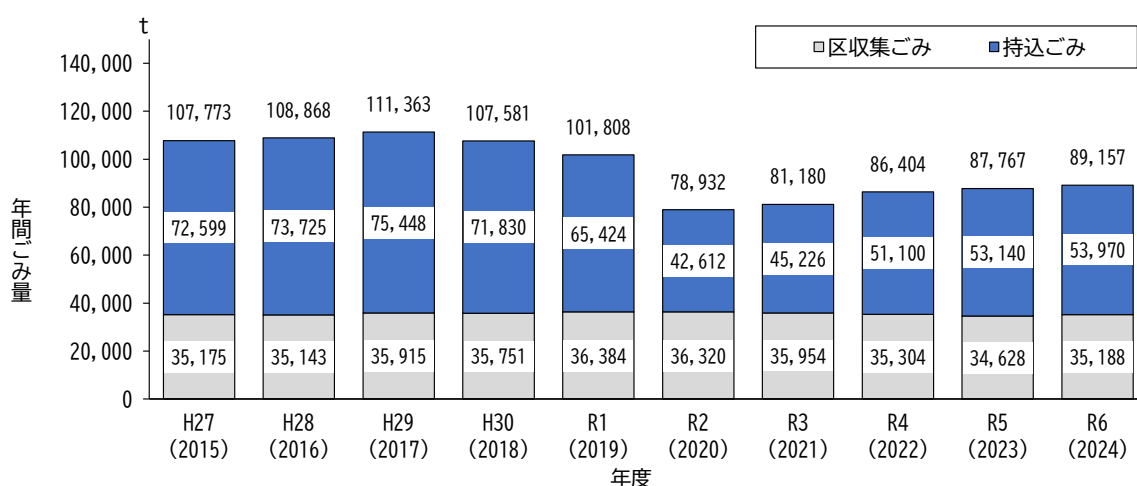
(1) ごみ量の推移

① 区収集ごみ量・持込ごみ量の推移

令和 6（2024）年度のごみの総量は 89,157 トンでした。このうち、区収集ごみ量は 35,188 トンで、過去 10 年間を見ると人口増にも関わらずほぼ横ばいとなっています。一方、持込ごみ量は令和元（2019）年度の 65,424 トンから令和 2（2020）年度の 42,612 トンと大幅に減少しましたが、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと考えられ、令和 3（2021）年度以降は増加傾向にあり、令和 6（2024）年度は 53,970 トンとなっています。

図表 3-4 区収集ごみ量・持込ごみ量の推移

年度		単位：t									
ごみ	年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
各年度10月1日人口（人）		141,750	148,283	155,295	161,456	167,103	170,123	171,401	173,405	175,982	186,496
区収集 ごみ量 (t/年)	燃やすごみ	32,382	32,431	33,128	32,873	33,357	32,918	32,499	31,885	31,350	31,930
	燃やさないごみ	1,470	1,375	1,358	1,377	1,352	1,494	1,405	1,389	1,315	1,345
	粗大ごみ	1,322	1,336	1,428	1,502	1,674	1,908	2,050	2,030	1,963	1,912
	合計	35,175	35,143	35,915	35,751	36,384	36,320	35,954	35,304	34,628	35,188
持込ごみ（t/年）		72,599	73,725	75,448	71,830	65,424	42,612	45,226	51,100	53,140	53,970
合計（t/年）		107,773	108,868	111,363	107,581	101,808	78,932	81,180	86,404	87,767	89,157



② 区民1人1日当たりごみ量の推移

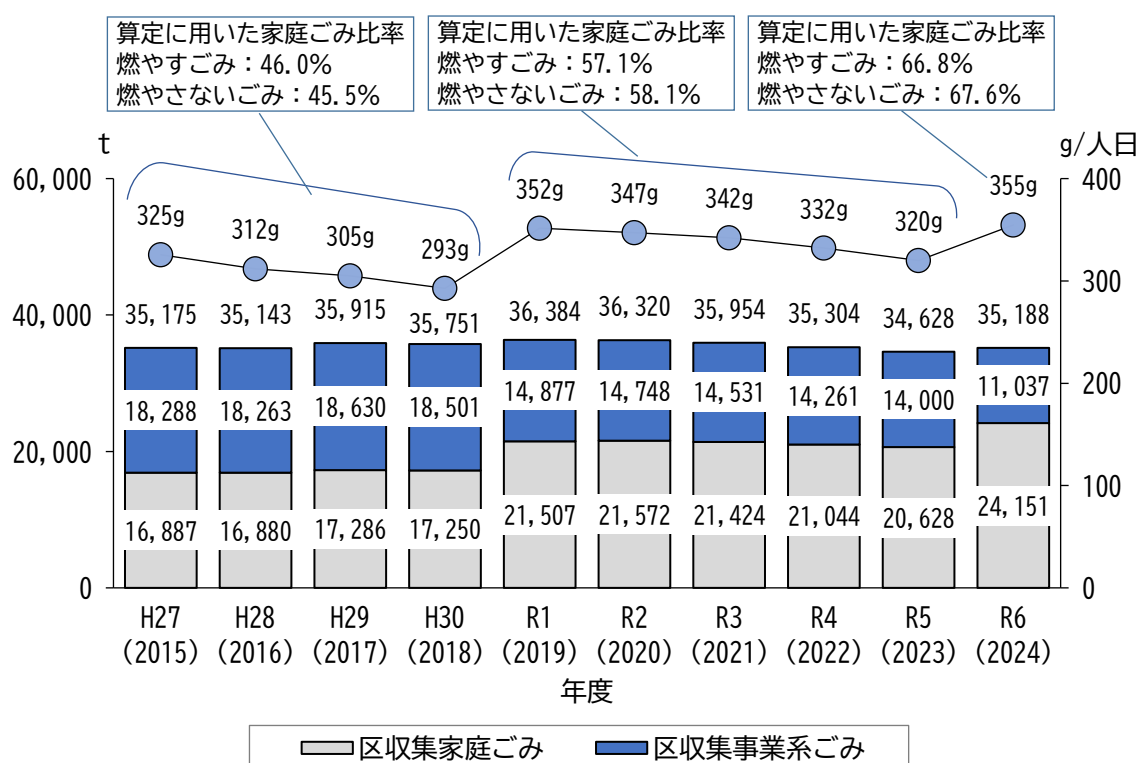
区収集ごみには家庭ごみだけでなく、小規模事業所が排出する事業系ごみも含まれています。区収集ごみに含まれる家庭ごみと事業系ごみの比率は、5年に一度行う「中央区ごみ排出実態調査」から推計しています※。

※区収集ごみに含まれる家庭ごみの比率を以下のように設定しています。

平成 27 (2015) ～30 (2018) 年度	燃やすごみ 46.0%、燃やさないごみ 45.5% (平成 26 (2014) 年度中央区ごみ排出実態調査より)
令和元 (2019) 年度～5 (2023) 年度	燃やすごみ 57.1%、燃やさないごみ 58.1% (令和元 (2019) 年度中央区ごみ排出実態調査より)
令和 6 (2024) 年度	燃やすごみ 66.8%、燃やさないごみ 67.6% (令和 6 (2024) 年度中央区ごみ排出実態調査より)

ここ 10 年間の区収集ごみ量はおおむね横ばい傾向にあります。令和元 (2019) 年度および令和 6 年度 (2024) に家庭ごみが増加し、区収集事業系ごみが減少しているように見えますが、これは「中央区ごみ排出実態調査」に基づく家庭ごみと事業系ごみの比率の見直しがあったためです。

図表 3-5 家庭・事業系別区収集ごみ量・区民1人1日当たりごみ量の推移



(2) 資源回収量の推移

① 資源回収量

本区の資源回収には、行政が行う集積所における「分別回収」および区内の小・中学校や公共施設等における「拠点回収」のほか、町会・PTA等の地域団体が行う「集団回収」があります。また、月島粗大中継所から再利用可能なものを回収するピックアップ回収に加え、令和2(2020)年度から燃やさないごみ、令和4(2022)年度から一部の粗大ごみの資源化を開始しています。

資源回収量は令和2(2020)年度まで増加傾向にありましたが、以降はおおむね横ばい傾向にあり、令和6(2024)年度は14,647トンとなっています。

回収方法別にみると、行政回収は増加傾向にあり、令和4(2022)年度に減少しましたが、令和5(2023)年度に増加し、令和6(2024)年度は9,025トンとなっています。集団回収は平成30年(2018)年度まで増加傾向にありましたが、令和元(2019)年度以降は減少傾向にあり、令和6(2024)年度は3,858トンとなっています。

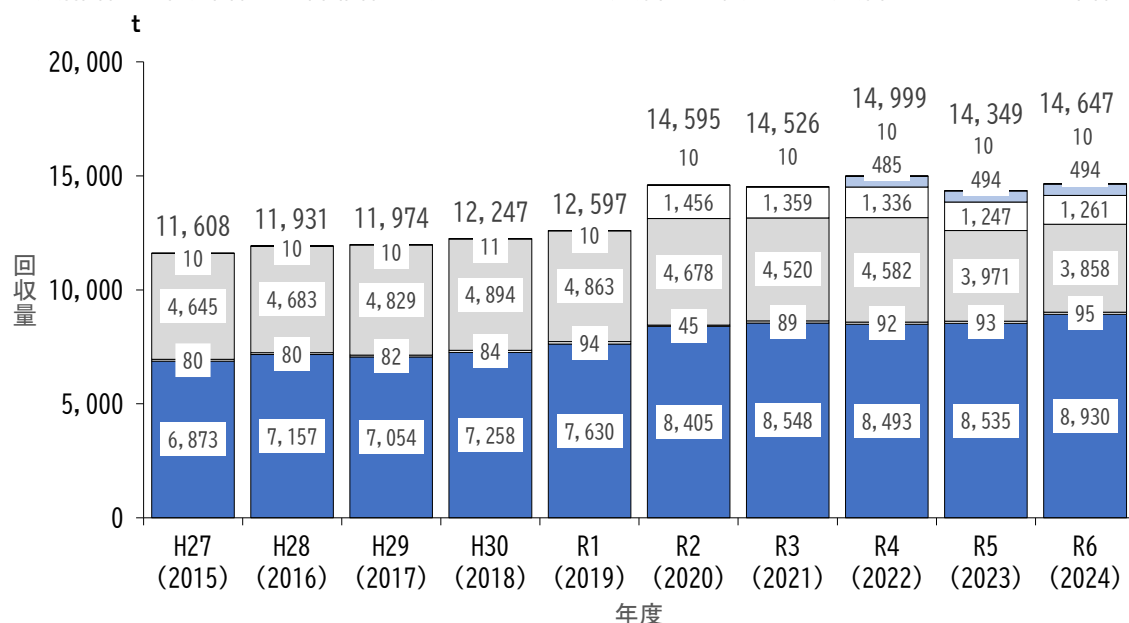
※分別回収には事業系資源も含まれます。

図表 3-6 資源回収量の推移

単位：t

年度 回収方法	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
行政回収										
分別回収	6,873	7,157	7,054	7,258	7,630	8,405	8,548	8,493	8,535	8,930
拠点回収	80	80	82	84	94	45	89	92	93	95
小計	6,953	7,237	7,135	7,342	7,724	8,450	8,637	8,586	8,628	9,025
集団回収	4,645	4,683	4,829	4,894	4,863	4,678	4,520	4,582	3,971	3,858
燃やさないごみの資源化						1,456	1,359	1,336	1,247	1,261
粗大ごみの資源化								485	494	494
ピックアップ回収	10	10	10	11	10	10	10	10	10	10
合 計	11,608	11,931	11,974	12,247	12,597	14,595	14,526	14,999	14,349	14,647

■分別回収 □拠点回収 □集団回収 □燃やさないごみの資源化 □粗大ごみの資源化 ■ピックアップ回収



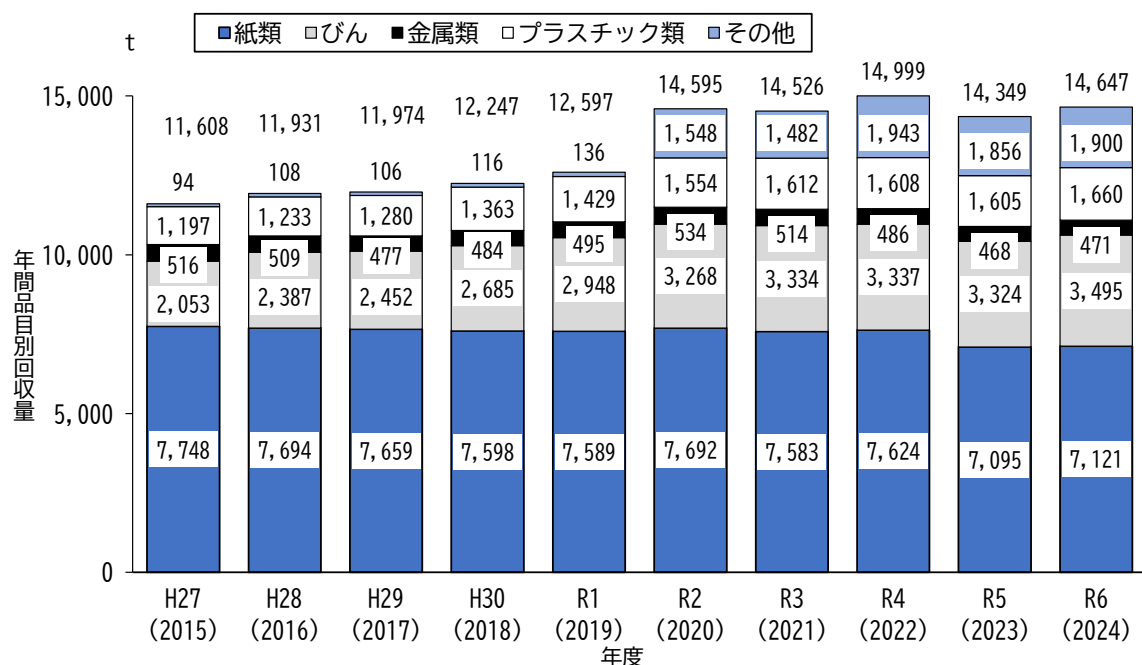
② 品目別の資源回収量

品目別に見ると、紙類の回収量は減少傾向にあり、びんや、ペットボトルを含むプラスチック類の回収量は増加傾向にあります。一方、金属類はおおむね横ばい傾向にあります。

図表 3-7 品目別資源回収量の推移

単位：t

年度		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
ごみ											
紙類		7,748	7,694	7,659	7,598	7,589	7,692	7,583	7,624	7,095	7,121
びん		2,053	2,387	2,452	2,685	2,948	3,268	3,334	3,337	3,324	3,495
金属類		516	509	477	484	495	534	514	486	468	471
プラスチック類	発泡スチロールトレイ	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
	プラスチック製容器包装	499	498	497	506	528	596	632	623	610	613
	ペットボトル	697	734	782	856	899	956	979	983	994	1,045
	小計	1,197	1,233	1,280	1,363	1,429	1,554	1,612	1,608	1,605	1,660
その他	布類	70	84	80	89	108	39	72	75	71	74
	廃食用油	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2
	蛍光管、水銀使用製品	1	1	1	1	1	25	22	19	16	17
	電池類	9	10	10	10	12	10	11	10	9	35
	小型家電	1	1	2	3	3	4	6	6	7	9
	燃やさないごみの資源化						1,456	1,359	1,336	1,247	1,261
	粗大ごみの資源化								485	494	494
	ピックアップ回収	10	10	10	11	10	10	10	10	10	10
	小計	94	108	106	116	136	1,548	1,482	1,943	1,856	1,900
合計		11,608	11,931	11,974	12,247	12,597	14,595	14,526	14,999	14,349	14,647

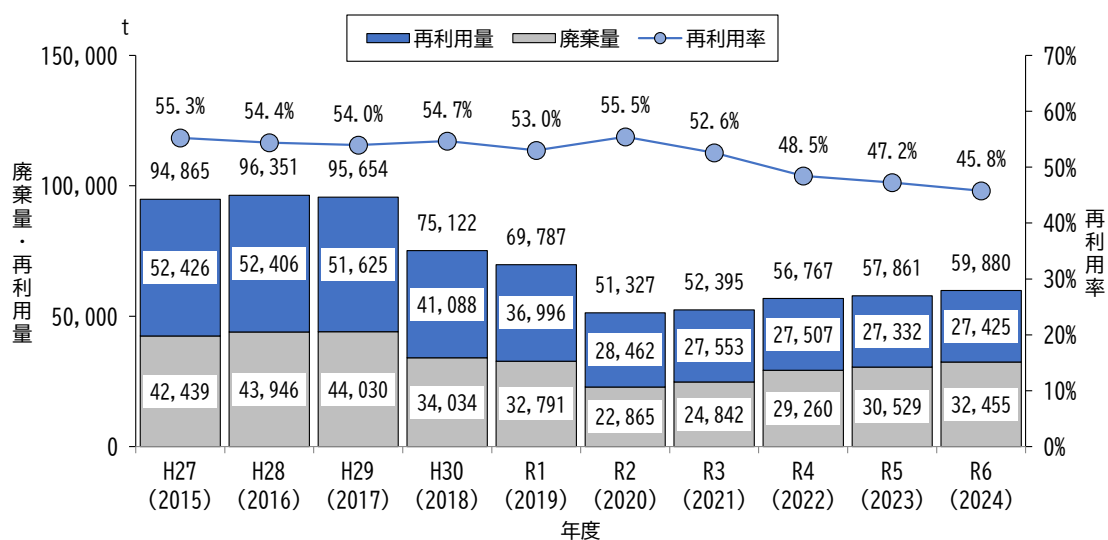


(3) 事業系ごみの再利用率の推移

① 事業用大規模建築物（延床面積 3,000 ㎡以上）のごみ量・再利用量・再利用率
区では、延床面積 3,000 ㎡以上の事業用大規模建築物の所有者等には、条例に基づき、廃棄物管理責任者の選任と「再利用計画書」の提出を義務付けています。図表 3-8 は、「再利用計画書」の可燃物の種類別再利用率と再利用率を年度ごとに集計したものです。

平成 30（2018）年度以降の排出量の大幅な減少は平成 30（2018）年 10 月の築地市場の豊洲移転によるものであり、令和 2（2020）年度のさらなる減少は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと考えられます。

図表 3-8 事業用大規模建築物のごみ量・再利用率・再利用率

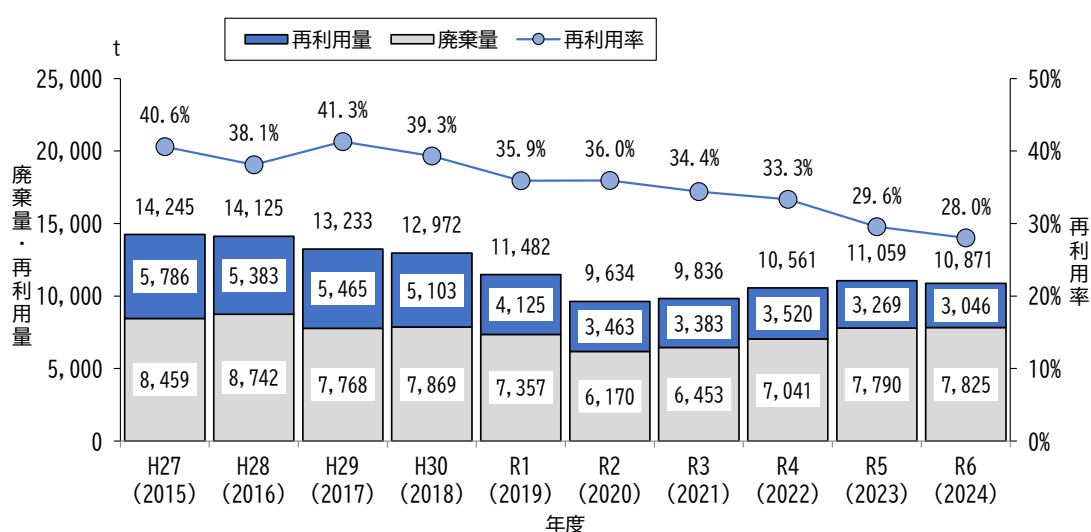


② 事業用建築物（延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満）のごみ量・再利用量・再利用率

区では、延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の事業用建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の選任と「再利用率実績報告書」の提出を義務付けています。図表 3-9 は、「再利用率実績報告書」の可燃物の種類別再利用率と再利用率を年度ごとに集計したものです。

令和 2（2020）年度の排出量の大幅な減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと考えられます。

図表 3-9 事業用建築物のごみ量・再利用率・再利用率



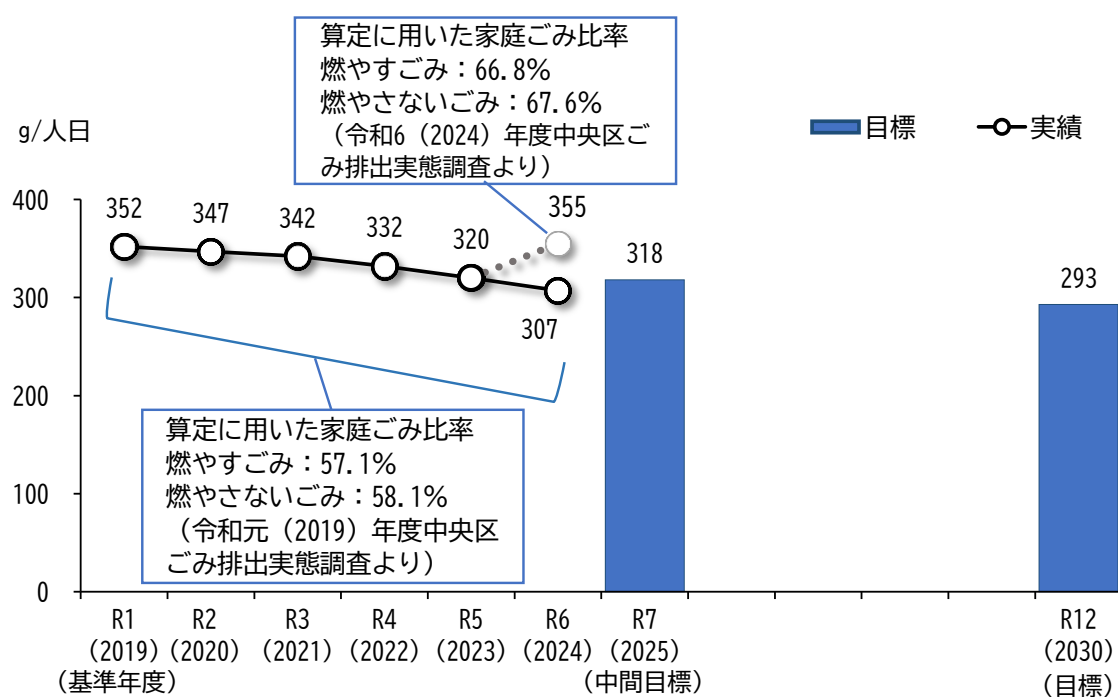
3.3 前計画の進捗状況の評価

(1) 家庭ごみの減量目標

前計画では、家庭ごみについて、「家庭ごみの1人1日当たりの排出量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの合計）」を減量目標として定めており、令和12（2030）年度に令和元（2019）年度比で16.8%削減し、293グラムとすることを目標としています。

家庭ごみの1人1日当たりの排出量は減少しており、令和6（2024）年度は、中間目標の318グラムに対して307グラムとなり目標を達成しています。

図表 3-10 家庭ごみの1人1日当たりの排出量の目標達成状況



(2) 事業系ごみの減量目標

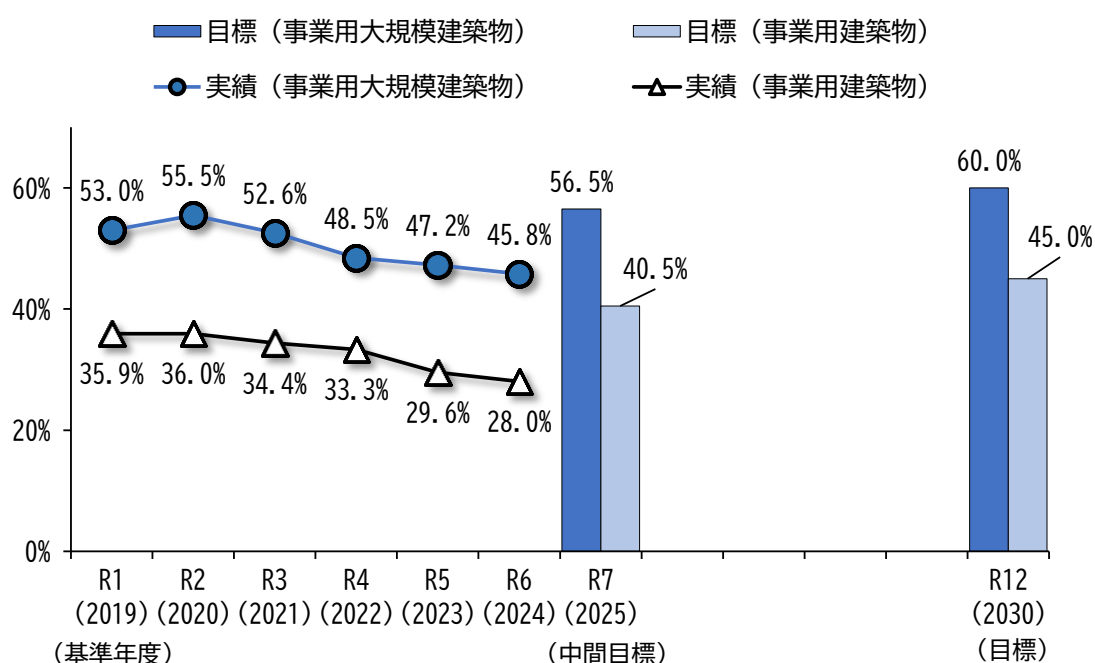
前計画では、事業系ごみについて、「事業用大規模建築物（延床面積 3,000 m²以上）・事業用建築物（延床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満）の再利用率」、「事業系ごみの年間排出量」を減量目標として定めています。

① 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率

事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率については、令和 12（2030）年度に事業用大規模建築物の再利用率を 60%、事業用建築物の再利用率を 45%に引き上げることを目標としています。

再利用率は令和 3（2021）年度以降は減少傾向にあり、令和 6（2024）年度は事業用大規模建築物、事業用建築物ともに中間目標を達成していません。

図表 3-11 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率の目標達成状況

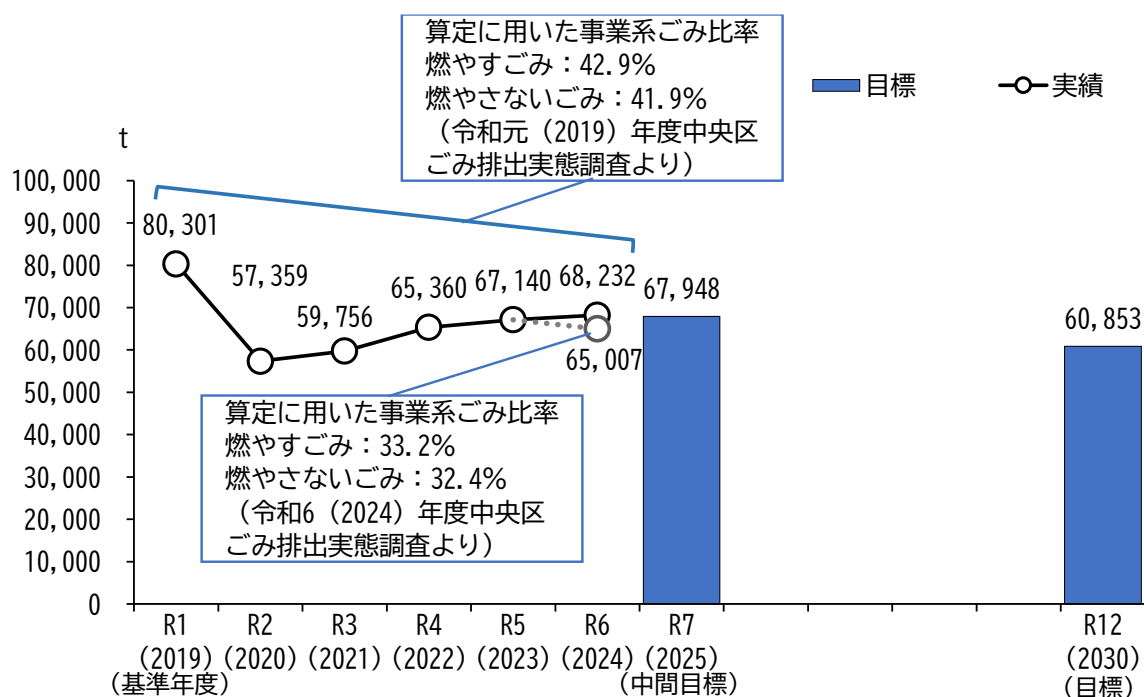


② 事業系ごみの年間排出量

事業系ごみの年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）については、令和 12（2030）年度に令和元（2019）年度比で 24.2%削減し、60,853 トンとすることを目標としています。

事業系ごみの年間排出量は令和 2（2020）年度に大きく減少した後、令和 3（2021）年度以降は増加傾向にあり、令和 5（2023）年度までは中間目標の 67,948 トンを下回っていますが、令和 6（2024）年度は中間目標を上回り、中間目標と実績がほぼ同じ値となっています。

図表 3-12 事業系ごみの年間排出量の目標達成状況



第8章 食品ロス削減推進計画

8.1 計画策定の背景

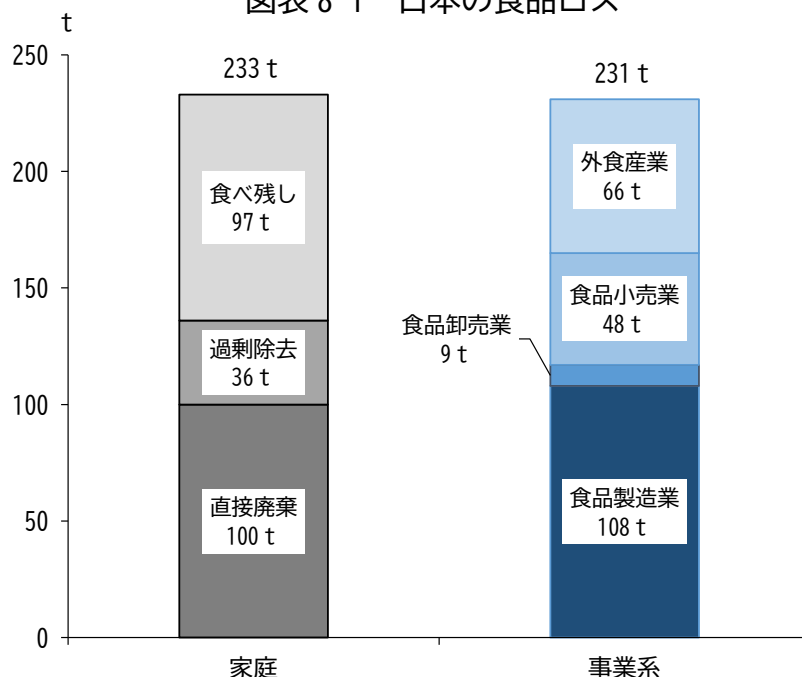
「世界の食料安全保障と栄養の現状（SOFI）：2024 年版報告書」によると、世界では、人の消費のために生産された食料のおよそ 3 分の 1 が廃棄されている一方で、飢えや栄養不良で苦しんでいる人々は約 7.3 億人いると推計されています。このような背景のもと、国際的には SDGs において、平成 12（2000）年度と比較して令和 12（2030）年度までに世界の食品ロス発生量を半減するという目標が掲げられています。

日本では、まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」が、年間約 464 万トン（環境省・農林水産省令和 5（2023）年度推計）も発生しています。これは 1 人当たり毎日おにぎり 1 個に近い量（約 102 グラム）の食品を捨てていることになります。その内訳は家庭が約 233 万トン、事業系が約 231 万トンとほぼ同量で、家庭ごみと事業系ごみ双方からのアプローチが求められます。

食品ロスは、単に食品の無駄という身近な問題であるだけではなく、地球規模での気候変動や水問題、貧困や飢餓問題等に大きく関係しています。そのため、食品ロスの削減が、多面的な問題解決につながるという視点を持つことが極めて重要です。

事業者、消費者、行政等が抱える課題や役割を理解し、各主体が協働して取り組んでいくことが必要です。区は、食品ロス削減推進計画を定め、区民、事業者と連携・協力しながら、食品ロス削減を推進します。

図表 8-1 日本の食品ロス



出典：環境省・農林水産省令和 5（2023）年度推計

8.2 食品ロスを取り巻く動向

(1) 国際的な動向

SDGs のターゲット 12.3 では、持続可能な消費と生産の確立を目指し、食料の廃棄削減を掲げた国際目標を定めています。具体的には、小売店や家庭での廃棄を半減し、収穫後の生産や流通の過程での損失も抑えるという目標です。このことは、限られた資源を有効に利用し、環境への負荷を減らすだけでなく、将来の食料不足に備えるためにも欠かせない取組となっています。

(2) 国の動向

① 食品ロスの削減の推進に関する法律

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元(2019)年10月施行)は、本来食べられる食品が廃棄される問題を国、自治体、国民全体で解決すべき課題と定義した法律です。各主体の責務を明らかにするとともに、自治体には、地域の状況に応じた「食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として求めており、本計画はこれに対応する計画です。

② 食品ロス削減推進基本方針

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(第1次)」(令和2(2020)年3月閣議決定)では、令和12(2030)年度までに事業系と家庭の食品ロスを平成12(2000)年度比で半減させるという目標を明記しています。「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(第2次)」(令和7(2025)年3月閣議決定)では、事業系食品ロスについては令和12(2030)年度目標である50%削減を8年前倒しで達成したことから、60%削減に引き上げました。家庭系食品ロスについては半減目標は維持しながらも、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とするなど、意識啓発から具体的な行動変容への転換を図っています。

(3) 東京都の動向

① 東京都食品ロス削減推進計画

「東京都食品ロス削減推進計画」(令和3(2021)年3月)では、令和12(2030)年度までに食品ロス量を平成12(2000)年度比で半減させる目標を掲げています。さらに、令和32(2050)年までに発生量を実質ゼロにする長期ビジョンを示しています。都内の区市町村が策定する食品ロス削減推進計画の指針となる上位計画に該当します。

② ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ

「ゼロエミッション Beyond カーボンハーフ」(令和7(2025)年3月策定)では、令和12(2030)年度までに食品ロス発生量を平成12(2000)年度比で60%削減するという目標を掲げ、令和17(2035)年度を見据えた新たなマイルストーンとして、65%削減を目指すという方針を示しています。

8.3 中央区の食品ロスの現状

(1) 家庭の食品ロスの現状

令和 6（2024）年度「中央区ごみ排出実態調査」で実施した組成分析調査によると、家庭から出される燃やすごみのうち、約 11%が食品ロス（直接廃棄または食べ残し）であることがわかりました。

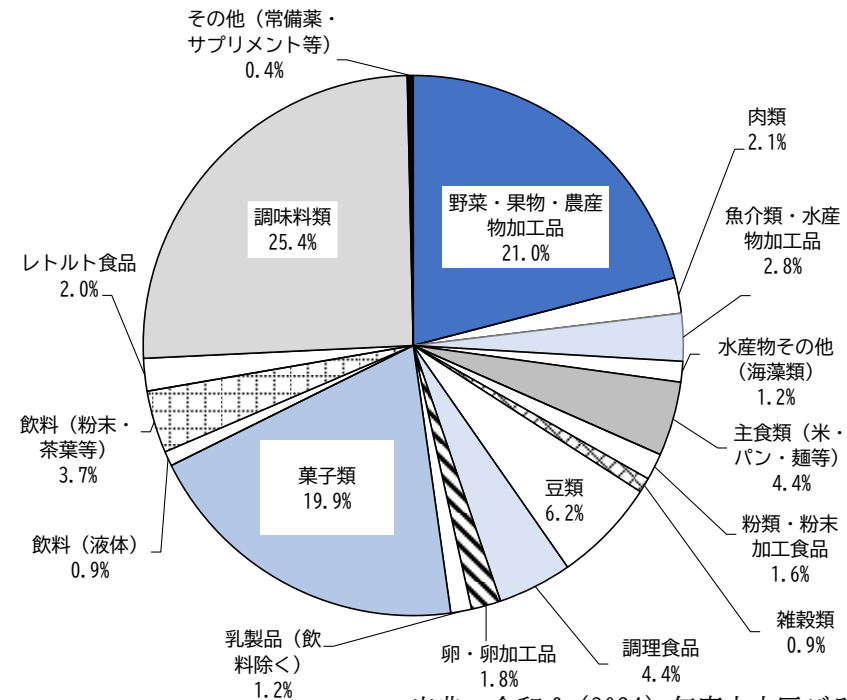
図表 8-2 燃やすごみに占める食品ロスの割合と内訳

			燃やすごみに 占める割合	生ごみに 占める割合
生ごみ	食品ロス	直接廃棄	4.5%	15.3%
		食べ残し	6.5%	22.4%
		食品ロス小計	11.0%	37.6%
	生ごみ（その他）		18.3%	62.4%
	生ごみ小計		29.3%	100.0%
生ごみ以外			70.7%	
合計			100.0%	

出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

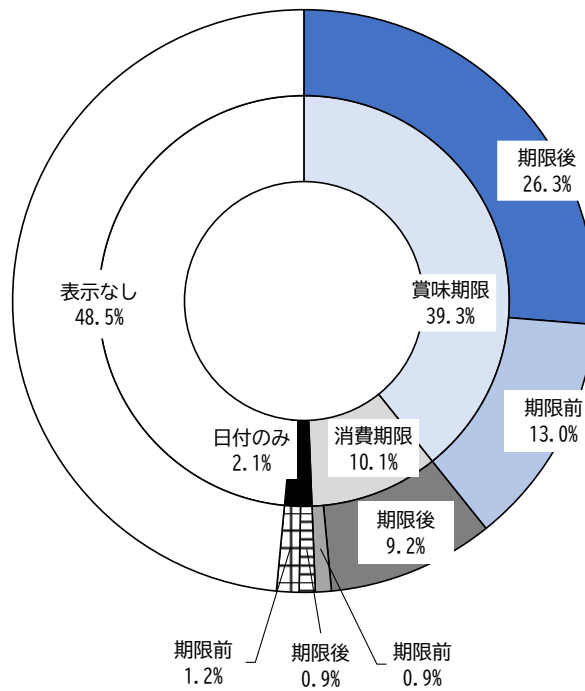
直接廃棄の内訳は、菓子やレトルト食品、調味料といった比較的長く保存ができる食品が 4 割以上を占めていました。また、賞味期限前に直接廃棄された食品が約 15%ありました。食品の廃棄や食べ残しが環境に及ぼす影響についての意識を高めるとともに、保存方法やレシピの工夫等により食材を上手に食べきる取組の拡大が求められます。

図表 8-3 直接廃棄の内訳（品目別）



出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

図表 8-4 直接廃棄の内訳（廃棄時期別）

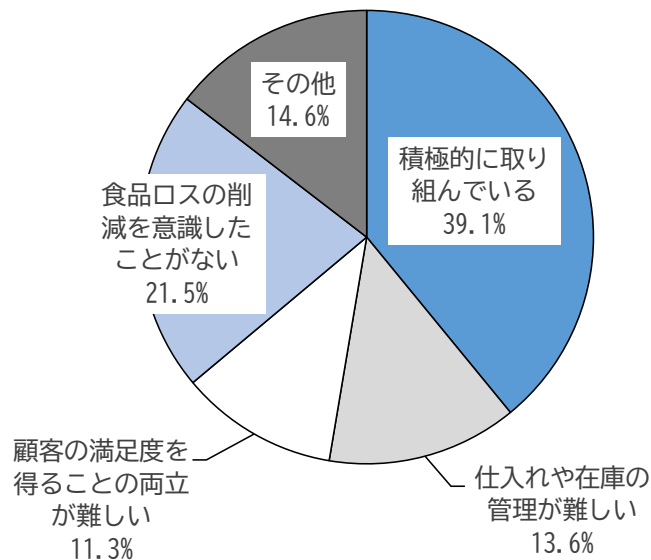


出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

（２）事業系の食品ロスの現状

令和 6（2024）年度「中央区ごみ排出実態調査」で実施した事業所アンケート調査によると、「食品ロス削減に対する考え方」については、「積極的に取り組んでいる」が 39.1%で最も多かったものの、「食品ロスの削減を意識したことがない」という事業所も 21.5%あり、さらなる普及・啓発が必要です。

図表 8-5 食品ロス削減に対する考え方

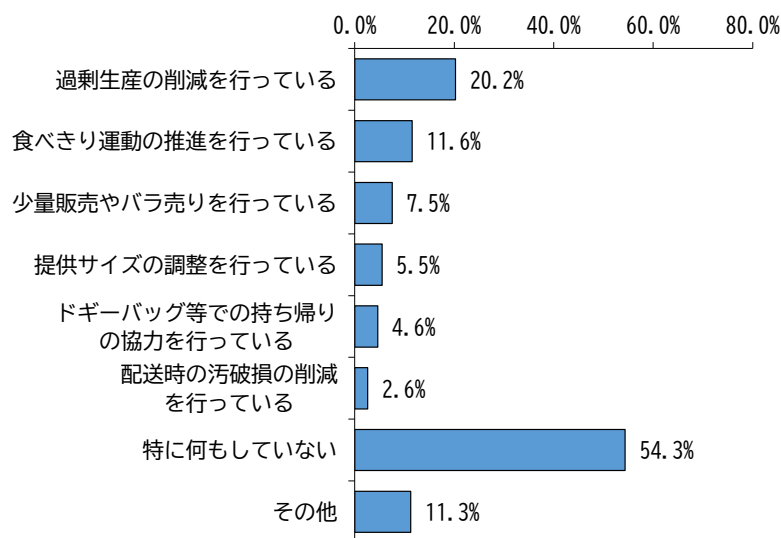


出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

「食品ロス削減の取組」については、「特に何もしていない」が54.3%で最も多かったものの、「食べきり運動の推進を行っている」が11.6%、「少量販売やバラ売りを行っている」が7.5%、「提供サイズの調整を行っている」が5.5%などの回答もあり、このような取組を広げていくことが重要です。

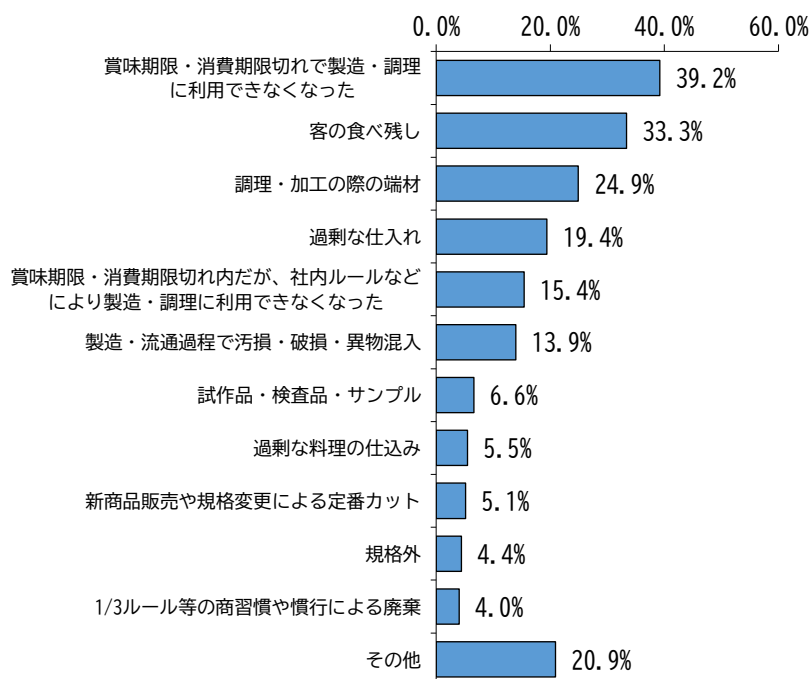
「食品ロス発生理由」については、賞味期限・消費期限にかかわらず、社内ルールや商習慣により廃棄している場合があり、業界全体および個社単位での「ルールの再定義」が求められます。

図表 8-6 食品ロス削減の取組



出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

図表 8-7 食品ロス発生理由



出典：令和 6（2024）年度中央区ごみ排出実態調査

8.4 食品ロス削減に向けての取組の実施状況

区では、食品ロス削減のため次の事業に取り組んでいます。

(1) 普及・啓発

「食品ロスの削減の推進に関する法律」において、10月には「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められています。この期間に合わせて、区役所本庁舎1階で食品ロス削減に関するパネル展示を行っています。

また、令和7(2025)年度は高島屋日本橋店、三越銀座店の環境イベントにおいても、パネル展示を実施しました。

(2) ちゅうおう食べきり協力店

食品ロスの削減に取り組む飲食店や食品販売店などを「ちゅうおう食べきり協力店」として認定し、ホームページなどでの紹介、ちゅうおう食べきり協力店のステッカー・ポスターの配布を行っています。登録要件は、以下のいずれか1つ以上を実施している飲食店、食品販売店、宿泊施設などが対象で、令和8(2026)年4月1日現在で28店舗が登録されています。

- 小盛りメニューやハーフサイズなどによる料理の提供
- ステッカー、ポスターなどの掲示による食べ残し削減のPR活動
- ばら売りや量り売りなどによる食品の提供
- 賞味期限または消費期限の近い食品の割引販売
- その他食品ロスを削減するための取組

(3) フードドライブ

フードドライブとは、ご家庭で余っている食品を持ち寄り、区内の子ども食堂等に提供する活動であり、「食品ロス削減」および「未使用食品類の有効利用」を目的としています。区役所本庁舎、日本橋・月島・晴海特別出張所等の区施設、コンビニエンスストア、スーパーマーケットの店舗等に常設窓口（令和8(2026)年4月1日現在18カ所）を設けて食品の受付を行っています。令和7(2025)年度は、食品点数5,032点、重量で約1,110kgを回収しました。